

4 償却資産に関する概要調書

地方公共団体コード	表番号
2 0 2 0 1 1	7 6 9

第69表 納税義務者数に関する調

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区分 個人・法人の別	行番号	(1)	(2)	(3)
		総数 (イ) (人)	法定免税点未満のもの (ロ) (人)	法定免税点以上のもの (イ) - (ロ) (ハ) (人)
個人	9 0 1 0	12 4,233	21 2,322	30 1,911
法人	0 2 0	7,897	4,299	3,598
合計	0 3 0	12,130	6,621	5,509

地方公共団体コード				表番号					
1	2	0	2	0	1	1	7	7	0

第70表 償却資産の価格等に関する調 (市町村計)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 45,235,395	25 44,905,747	38 305,416	51 44,600,331 ⁶³
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	96,071,262	91,379,613	4,099,093	87,280,520
	船 舶	0 3 0	10,005	10,005		10,005
	航 空 機	0 4 0	16,079	16,079		16,079
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	1,803,253	1,795,189	1,577	1,793,612
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	38,914,388	38,755,507	118,594	38,636,913
	小 計 (ハ)	0 7 0	182,050,382	176,862,140	4,524,680	172,337,460
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	175,302,279	104,569,026		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	7,728,912	5,474,103		
	小 計 (ニ)	1 0 0	183,031,191	110,043,129		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	365,081,573	286,905,269			
同内 上 訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		286,905,269		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード					表番号				
1	2	0	2	0	1	1	7	7	1

第71表 償却資産の価格等に関する調（個人分）

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

種類	行番号	(1) 決定価格 (千円)	(2) 課税標準額 (千円)	(3) 課税標準額の内訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等 を決定したもの	構築物	9 0 1 0	12 3,825,804	25 3,820,699	38 10,210	51 3,810,489
	機械及び装置	0 2 0	5,585,061	5,423,252	280,153	5,143,099
	船舶	0 3 0		0		
	航空機	0 4 0		0		
	車両及び運搬具	0 5 0	9,209	9,209		9,209
	工具、器具及び備品	0 6 0	1,201,575	1,183,694	2,210	1,181,484
	小計(ハ)	0 7 0	10,621,649	10,436,854	292,573	10,144,281
法第九 三条百 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0				
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0				
	小計(ニ)	1 0 0	0	0		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計(ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	10,621,649	10,436,854			
同内 上訳	市町村分の額	1 3 0		10,436,854		
	道府県分の額	1 4 0				

地方公共団体コード						表番号				
1	2	0	2	0	1	1	7	7	2	8

第72表 償却資産の価格等に関する調 (法人分)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

種 類	行 番 号	(1) 決 定 価 格 (千円)	(2) 課 税 標 準 額 (千円)	(3) 課 税 標 準 額 の 内 訳		
				課税標準の特例規定の適用を受けるもの(イ) (千円)	(イ)以外のもの(ロ) (千円)	
市町村長が価格等を決定したもの	構 築 物	9 0 1 0	12 41,409,591	25 41,085,048	38 295,206	51 40,789,842
	機 械 及 び 装 置	0 2 0	90,486,201	85,956,361	3,818,940	82,137,421
	船 舶	0 3 0	10,005	10,005		10,005
	航 空 機	0 4 0	16,079	16,079		16,079
	車 両 及 び 運 搬 具	0 5 0	1,794,044	1,785,980	1,577	1,784,403
	工 具 , 器 具 及 び 備 品	0 6 0	37,712,813	37,571,813	116,384	37,455,429
	小 計 (ハ)	0 7 0	171,428,733	166,425,286	4,232,107	162,193,179
法十 第九 三条 百関 八係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	0 8 0	175,302,279	104,569,026		
	道府県知事が価格等を決定し、配分したもの	0 9 0	7,728,912	5,474,103		
	小 計 (ニ)	1 0 0	183,031,191	110,043,129		
法第743条第1項の規定により道府県知事が価格等を決定したもの(ホ)	1 1 0					
合計 (ハ) + (ニ) + (ホ)	1 2 0	354,459,924	276,468,415			
同内 上訳	市 町 村 分 の 額	1 3 0		276,468,415		
	道 府 県 分 の 額	1 4 0				

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
2	0	2	0	1	1	7	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係）

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区分	行番号	決定価格 (A) (千円)	課税標準の特例率 (B) (C)		課税標準額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B)	(C)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第1項 (送電用資産・電気事業用)	9 0 1 0 12	25 1	27 3	29	
		0 2 0	2	3		
	第2項 (変電所・電気事業用)	0 3 0	3	5		
		0 4 0	3	4		
		0 5 0	1	3		
	第3項 (新線構築物)	0 6 0	2	3		
		0 7 0	1	6		
		0 8 0	1	3		
	第4項 (ガス事業用資産)	0 9 0	82,709	1	3	27,570
		1 0 0	33,458	2	3	22,306
	第5項 (農業協同組合等共同利用設備)	1 1 0	24,962	1	2	12,481
		1 2 0		1	6	
	第6項 (外航船舶)	1 3 0		1	4	
1 4 0			1	2		
第7項 (内航船舶)	1 5 0		1	6		
	1 6 0		1	5		
	1 7 0		1	10		
第8項 (国際路線用航空機)	1 8 0		2	15		
	1 9 0		1	3		
第9項 (離島路線用航空機)	2 0 0		2	3		
	2 1 0		1	4		
第10項 (日本放送協会)	2 2 0	1,270,752	1	2	635,376	
	2 3 0		1	3		
第11項 (日本原子力開発機構)	2 4 0		2	3		
	2 5 0		1	6		
第13項 (新幹線に係る鉄軌道用資産)	2 6 0		1	3		

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
2	0	2	0	1	1	7	3	

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(1)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) / (C)	(D) (千円)			
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第14項	①(青函・本四 鉄道施設)	9 2 7 0	12	25 1	27 6	29		
		②(青函・本四 新線構築物)	2 8 0		1	18			
		③(青函・本四 新線立体交差化施設)	3 0 0		1	36			
		④(青函・本四 変・送電用資産)	3 1 0		1	18			
	第15項	(河川事業鉄軌道用資産)	3 3 0		2	3			
			3 4 0		5	6			
			3 5 0		1	6			
			3 6 0		1	3			
	第16項	(宇宙航空研究開発機構)	3 7 0		1	3			
			3 8 0		2	3			
	第17項	(海洋研究開発機構)	3 9 0		1	3			
			4 0 0		2	3			
	第18項	(水資源機構)	4 1 0		1	2			
			4 2 0		3	4			
	第19項	①(特定地方交通線) ②(新線構築物) ③(新線立体交差化施設) ④(河川事業鉄軌道用資産) ⑤(変・送電用資産)	4 3 0		1	4			
			4 4 0		1	12			
			4 5 0		1	6			
			4 6 0		1	24			
			4 7 0		1	12			
			4 8 0		1	6			
4 9 0				5	24				
5 0 0				1	24				
5 1 0		1	12						
5 2 0		3	20						

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
2	0	2	0	1	1	7	7	3

第73表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（1）
（法第349条の3、法第349条の3の4関係につき）

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	決 定 価 格 (A) (千円)	(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) / (C) (千円)	
			(B) (C)	(C) (D)		
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	第 20 項 (新エネルギー・産業技術総合開発機構)	9 5 : 3 : 0	12	25 1	27 3	29
		5 : 4 : 0		2	3	
	第 21 項 (科学技術振興機構)	5 : 5 : 0		1	2	
	第 23 項 (新関西国際空港株)	5 : 6 : 0		1	2	
	第 24 項 (信用協同組合等)	5 : 7 : 0		3	5	
	第 25 項 (変・送電用資産(鉄道事業用))	5 : 8 : 0		3	5	
	第 26 項 (中部国際空港株)	5 : 9 : 0		1	2	
	第 27 項 (外国貿易用コンテナ)	6 : 0 : 0		4	5	
	第 28 項 (家庭的保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 : 1 : 0		-	-	
	第 29 項 (居宅訪問型保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 : 2 : 0		-	-	
	第 30 項 (事業所内保育事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6 : 3 : 0		-	-	
	第 31 項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	6 : 4 : 0		1	2	
	第 32 項 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構)	6 : 5 : 0		1	3	
	(国立研究開発法人科学技術振興機構からの譲渡)	6 : 6 : 0		2	3	
第 33 項 (量子科学技術研究開発機構)	6 : 7 : 0		1	2		
	6 : 8 : 0		1	3		
	6 : 9 : 0		2	3		
第 34 項 (世界遺産)	7 : 0 : 0		1	3		
法第349条の3の4 (被災代替償却資産)	7 : 1 : 0		1	2		
合 計	7 : 2 : 0	1,411,881	-	-	697,733	

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
2	0	2	0	1	1	7	4	

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(B)	(C)	(A) × (B)	(C) (千円)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第13項(立体交差化施設)	9 0 1 0	12	25 -	27 -	29			
	旧第18項(熱供給事業用資産)	0 2 0		1	3				
		0 3 0		2	3				
	旧第18項(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)	0 4 0		4	5				
	旧第19項(地下道又は跨線道路橋)	0 5 0		1	2				
	旧第21項(車庫構築物・立体交差化施設)	0 6 0		1	3				
		旧第23項(農業・食品産業技術総合研究機構)	0 7 0		2	3			
			0 8 0		1	6			
	旧第24項(特定鉄道路線構築物)	0 9 0		1	3				
		1 0 0		1	4				
		1 1 0		1	2				
	旧第25項(日本電気計器検定所)	1 2 0		1	2				
		1 3 0		1	3				
		1 4 0		1	6				
	旧第26項(日本消防検定協会)	1 5 0		1	2				
		1 6 0		1	3				
		1 7 0		1	6				
	旧第27項(小型船舶検査機構)	1 8 0		1	2				
		1 9 0		1	3				
		2 0 0		1	6				
	旧第28項(軽自動車検査協会)	2 1 0		24	1	2		12	
		2 2 0		2,126	1	3		709	
		2 3 0		96	1	6		16	
	旧第30項(情報通信研究機構)	2 4 0			2	3			
	旧第31項(社会保険診療報酬支払基金)	2 5 0			1	3			
		2 6 0			1	6			

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
	2		0		1		7	4

第74表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(2)
(法第349条の3、法第349条の3の4関係につき)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1)	(2)		(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (C)	(D)	
法 第 三 百 四 十 九 条 の 三	旧第32項(高压ガス保安協会)	9 2 7 0	12	25	27	29	
		2 8 0		1	2		
		2 9 0		1	3		
	旧第32項(自動車安全運転センター)	3 0 0		1	6		
		3 1 0		1	3		
	旧第33項(郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	3 2 0		1	2		
	旧第34項(有線放送電話業務用資産)	3 3 0		2	3		
		3 4 0		1	2		
		3 5 0		1	6		
	合 計	3 6 0		2,246	-	-	737

地方公共団体コード					表番号			
1	2	0	2	0	1	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (3)
(法附則第15条関係)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
				(B)	(C)				
法 附 則 第 十 五 条	第 1 項 (倉庫等)	9 0	12 1 0	25 1	27 2	29			
		0	2 0	3	4				
		0	3 0	3	5				
	第 2 項 (公共の危害防止施設等)	0	4 0	1	2				
		0	5 0	2	3				
		0	6 0	39,928	1	3			13,309
		0	7 0	100	3	4			75
		0	8 0	144,477	1	6			24,079
	1号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	0	9 0	130,286	-	-			44,776
	2号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	0 0		-	-			
	6号(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	1 0		-	-			
	フッ素系溶剤(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	1	2 0		-	-			
	第 3 項 (国内路線用航空機)	1	3 0		2	5			
		1	4 0		1	4			
		1	5 0		3	8			
	1	6 0		2	3				
第 5 項 (沖縄電力株)	1	7 0		2	3				
(沖縄電力株 変・送電用資産)	1	8 0		2	9				
	1	9 0		4	9				
	2	0 0		2	5				
	2	1 0		1	2				
第 6 項 (大規模地震防災応急対策用資産)	2	2 0		2	3				
第 7 項 (日本貨物鉄道株の新造車両)	2	3 0		3	5				
第 8 項 (雨水貯留浸透施設)	2	4 0		2	3				
	2	5 0		1	2				
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	2	6 0		-	-				
第 11 項 (低公害車燃料等供給施設)	2	7 0		2	3				
	2	8 0		3	4				

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調 (3)
(法附則第15条関係につき)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
				(B)	(C)				
法 附 則 第 十 五 条	第 12 項 (国際船舶)	9 2	12 9 0	25 1	27 18	29			
	第 13 項	①(特定鉄道事業譲受資産)	3	0 0	1	2			
		②(新線構築物)	3	1 0	1	6			
			3	2 0	1	3			
		③(立体交差化施設)	3	3 0	1	12			
			3	4 0	1	6			
		④(河川事業鉄軌道用資産)	3	5 0	1	3			
			3	6 0	5	12			
			3	7 0	1	12			
	⑤(変・送電用資産)	3	8 0	1	6				
	第 14 項 (鉄道車両安全向上設備)	4	0 0	1	3				
	第 15 項 (低床車両)	4	1 0	1	3				
	第 16 項 (新造改良車両(鉄道事業))	4	2 0	2	3				
		4	3 0	3	5				
	第 17 項 (新造車両(流通業務))	4	4 0	3	5				
	第 18 項 (PFI公共施設)	4	5 0	1	2				
	第 19 項 (都市利便施設)	4	6 0	3	5				
		4	7 0	1	2				
		(都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	8 0	-	-			
	(特定都市再生緊急整備地域) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	4	9 0	-	-				
	第 20 項 (成田国際空港(株))	5	0 0	9	10				
	第 21 項 (国立大学校舎)	5	1 0	1	2				
	第 22 項 (都市鉄道利便増進施設)	5	2 0	2	3				
	第 23 項 (外貿埠頭公社の民営化に係る承継特例)	5	3 0	1	2				
5		4 0	3	5					
第 24 項 (日本郵政公社の民営化に係る承継特例)	5	5 0	114,083	5	6	95,069			

地方公共団体コード				表番号				
1	2	0	2	0	1	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係につき)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	(B) (D)	(C) (千円)	
				(B)	(C)	×	(B) (D)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	第 25 項 (鉄道事業再構築事業)	9	12	25	27	29			
		5	6	0		1	4		
	第 26 項 (バイオ燃料製造設備)	5	7	0		1	2		
	第 28 項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	5	8	0		1	2		
		5	9	0		2	3		
	第 29 項 (津波対策に資する港湾施設等)	6	0	0		1	2		
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	1	0		-	-		
	第 31 項 (津波避難施設等)	6	2	0		1	2		
	(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	3	0		-	-		
	第 32 項 (移動等円滑化のための設備)	6	4	0		2	3		
第 33 項 (再生可能エネルギー発電設備)	6	5	0	529,097	2	3		352,732	
第 十 五 条	(太陽光) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	6	0		-	-		
	(風力) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	7	0		-	-		
	(水力) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	8	0		-	-		
	(地熱) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	6	9	0		-	-		
	(バイオマス) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	0	0		-	-		
第 34 項 (熱電併給型動力発生装置)	7	1	0	112,799	5	6		93,999	
	7	2	0		11	12			
第 35 項 (鉄道耐震補強設備)	7	3	0		2	3			
第 36 項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	7	4	0		2	3			
第 37 項 (放送ネットワーク災害対策用設備)	7	5	0		3	4			
第 38 項 (浸水防止用設備) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	6	0		-	-			
	第 39 項 (国家戦略特区)	7	7	0		1	2		
	第 40 項 (認定誘導事業により取得した公共施設等)	7	8	0		4	5		
(地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	7	9	0		-	-			

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	5

第75表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(3)
(法附則第15条関係つづき)

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A)	×	(B)	(D)	
									(B)
法 附 則	第 41 項 (特別特定技術基準施設の耐震化)	9 8 0 0	12	25 1	27 2	29			
		8 1 0		5	6				
		8 2 0		2	3				
	第 42 項 (無電柱化)	8 3 0		1	2				
		8 4 0		2	3				
		8 5 0		3	4				
第 44 項 (特定事業所内保育施設) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)適用分)	8 6 0	31,554		-	-			15,777	
第 46 項 (対象特定電気通信設備)	8 7 0			3	4				
第 47 項 (先端設備等)	8 8 0	815,597		-	-				
第 48 項 (立地誘導促進施設)	8 9 0			2	3				
第 49 項 (帰還環境整備推進法人)	9 0 0			1	3				
第 50 項 (地域福利増進事業)	9 1 0			2	3				
合 計	9 2 0	1,917,921		-	-			639,816	

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
							7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調 (4)
(法附則第15条関係)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決 定 価 格 (A) (千円)	課 税 標 準 の 特 例 率 (B)	(B) (C)	課 税 標 準 額 (A) × (B) (D) (C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第3項 (公害防止設備)	9 0 : 1 : 0	12 24,249	25 1	27 3	29 8,083
		0 : 2 : 0		2	3	
		0 : 3 : 0		3	4	
		0 : 4 : 0		1	2	
	旧第5項 (公共危害防止構築物)	0 : 5 : 0		3	5	
		0 : 6 : 0		1	2	
		0 : 7 : 0		1	3	
	旧第6項 (公害防止優良更新施設)	0 : 8 : 0	1,375	1	2	687
		0 : 9 : 0		2	3	
	旧第7項 (産業廃棄物焼却施設等)	1 : 0 : 0		2	3	
		1 : 1 : 0		5	6	
	旧第8項 (高度テレビジョン放送施設)	1 : 2 : 0		1	2	
	1 : 3 : 0		3	4		
	1 : 4 : 0		4	5		
旧第14項 (旧国際電信電話株)	1 : 5 : 0		3	5		
	1 : 6 : 0		1	2		
旧第15項 (地方卸売市場)	1 : 7 : 0		4	5		
	1 : 8 : 0		3	4		
旧第17項 ①(立体交差化施設)	1 : 9 : 0		1	6		
②(旧交納付金法附則第19項)	2 : 0 : 0		-	-		
③(旧交納付金法附則第20項)	2 : 1 : 0		-	-		
旧第19項 (指定法人等の大規模外貿埠頭)	2 : 2 : 0		1	2		
旧第20項 (水力発電施設の魚道)	2 : 3 : 0		2	3		
旧第20項 (貨物鉄道に対する貸付資産)	2 : 4 : 0		1	2		
	2 : 5 : 0		2	3		
旧第20項 (スーパー中樞港湾)	2 : 6 : 0		1	2		
旧第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	2 : 7 : 0		1	2		

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	8
	2	0	2	0	1	1	7	6

第76表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（4）
（法附則第15条関係つづき）

都道府県名 長野県
市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1)	(2)	(3)	(4)	
		決 定 価 格	課 税 標 準	課 税 標 準	課 税 標 準 額	
		(A) (千円)	の 特 例 率 (B)	(C)	(A) × (B) (D)	
			(B)	(C)	(C) (千円)	
法 附 則 第 十 五 条	旧第27項（特定特殊自動車）	9 2 8 0	12 11,555	25 1	27 2	29 5,777
	旧第29項（旧交納付金法附則第17項）	2 9 0		-	-	
	旧第36項（公共荷さばき施設）	3 0 0		1	2	
	旧第37項（一般廃棄物処理施設）	3 1 0		1	2	
		3 2 0		1	4	
	旧第40項（ノンフロン製品） （地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）適用分）	3 3 0		-	-	
	旧第43項（経営力向上設備等）	3 4 0	6,343,695	1	2	3,171,847
合 計	3 5 0	6,380,874	-	-	3,186,394	

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調（5）
（法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2）

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 (B) の 特 例 率 (C)		(3) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額 (A) × (B) (C) (D)		
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A) × (B) (C)		(A) × (B) (C) (D)		
法 附 則 第 十 五 条 の 二 項	第 1 項 ①(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	9	12	25	27	29				
	①(JR北海道・四国に係る特例)	0	2	0	1	2				
	JR 北 海 道 ・ 四 国 に 係 る 特 例 と 法 第 三 百 四 十 九 条 の 三 各 項 と の 連 乗	②(新線構築物)	0	3	0	1	6			
			0	4	0	1	3			
		③(新線立体交差化施設)	0	5	0	1	12			
			0	6	0	1	6			
		④(新幹線鉄軌道用資産)	0	7	0	1	12			
			0	8	0	1	6			
		⑤(青函・本四 鉄道施設)	0	9	0	1	12			
		⑥(青函・本四 新線構築物)	1	0	0	1	36			
			1	1	0	1	18			
		⑦(青函・本四 新線立体交差化)	1	2	0	1	72			
			1	3	0	1	36			
		⑧(青函・本四 変・送電用資産)	1	4	0	1	20			
⑨(河川事業等に係る鉄軌道用資産)		1	5	0	1	3				
	1	6	0	5	12					
	1	7	0	1	12					
	1	8	0	1	6					
	⑩(車庫構築物・立体交差化施設)	1	9	0	1	6				
	⑪(変・送電用資産)	2	0	0	3	10				
	⑫(新造改良車両(鉄道事業))	2	1	0	1	3				
		2	2	0	3	10				
	⑬(新造車両(流通業務))	2	3	0	3	10				
	⑭(鉄道耐震補強設備)	2	4	0	1	3				

地方公共団体コード						表番号		
1	2	0	2	0	1	1	7	7

第77表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例規定の適用を受けるものに関する調(5)
(法附則第15条の2, 法附則第15条の3, 旧法附則第16条の2つづき)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区分	行番号	(1) 決定価格		(2) 課税標準の特例率		(3) (B) (C)		(4) 課税標準額	
		(A) (千円)		(B)	(C)	(A)	×	(B) (D)	(C) (千円)
法附則第十五条の三	①(旅客会社等に係る承継特例)	2	5	0	3	5			
	旧道承交・継納四特例とJR北海 付金に係るとの特例、乗	②(旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	6	0	-	-		
	③(JR北海道・四国に係る特例)	2	7	0	3	10			
	④(JR北海道・四国に係る特例・旧交納付金法附則第17項・立体交差化施設)	2	8	0	-	-			
旧法附則第16条の2	旧第11項(阪神・淡路大震災・立体交差化施設)	2	9	0	1	3			
合計	3	0	0	0	-	-		0	

地方公共団体コード						表番号	
2	0	2	0	1	1	7	8

第78表 市町村長が価格等を決定したもののうち課税標準の特例
規定の適用を受けるものに関する調（6）
（法附則第56条, 法附則第56条の2）

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分	行 番 号	(1) 決 定 価 格		(2) 課 税 標 準 の 特 例 率		(3) (B) (C)		(4) 課 税 標 準 額		
		(A) (千円)	(B)	(C)	(A) × (B) (C)	(D) (千円)				
法 附 則 第 56 条	第12項（東日本大震災）	0 1 0		1	2					
	第15項（東日本大震災・居住困難区域）	0 2 0		1	2					
法 附 則 第 五 十 六 条 の 二	旧 第 3 項 ①（被災代替鉄道施設等）	0 3 0		2	3					
	法附則第56条との連乗 ②（被災代替鉄道施設等）	0 4 0		1	3					
	旧 第 4 項	①（被災特定地方交通線）	0 5 0		1	4				
		②（新線構築物）	0 6 0		1	12				
			0 7 0		1	6				
	③（新線立体交差化施設）	0 8 0		1	24					
		0 9 0		1	12					
		1 0 0		1	6					
	④（河川事業鉄軌道用資産）	1 1 0		5	24					
		1 2 0		1	24					
1 3 0			1	12						
⑤（変・送電用資産）	1 4 0		3	20						
合 計	1 5 0	0	-	-			0			

地方公共団体コード					表番号					
1	2	0	2	0	1	1	7	7	8	9

第79表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (市町村計)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	6,621	2,820,940	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	130	201,721	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	121	199,998	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	157	274,357	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	145	268,788	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	118	229,791	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	621	1,396,705	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	422	1,154,085	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	2,113	11,967,629	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	722	9,905,908	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	251	6,121,864	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	454	24,859,451	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	255	230,324,972	
計		9 1 4 0	12,130	289,726,209	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	15	104,569,026
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	3	5,474,103
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			

地方公共団体コード					表番号				
1	2	0	2	0	1	1	7	8	8

第80表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (個人分)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千 円)
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	2,322	1,076,281
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	46	71,483
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	57	94,395
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	83	144,862
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	72	133,740
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	58	112,985
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	336	760,834
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	221	601,227
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	805	4,456,082
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	176	2,311,498
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	37	906,559
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	20	843,189
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0		
計		9 1 4 0	4,233	11,513,135
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0		

地方公共団体コード				表番号					
1	2	0	2	0	1	1	7	8	1

第81表 償却資産の段階別納税義務者数に関する調 (法人分)

都道府県名 長野県

市町村名 長野市

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 数 (人)	課 税 標 準 額 (千 円)	
150 万 円 未 満 の も の		9 0 1 0	4,299	1,744,659	
150 万 以 上 160 万 円 未 満 の も の		9 0 2 0	84	130,238	
160 万 以 上 170 万 円 未 満 の も の		9 0 3 0	64	105,603	
170 万 以 上 180 万 円 未 満 の も の		9 0 4 0	74	129,495	
180 万 以 上 190 万 円 未 満 の も の		9 0 5 0	73	135,048	
190 万 以 上 200 万 円 未 満 の も の		9 0 6 0	60	116,806	
200 万 以 上 250 万 円 未 満 の も の		9 0 7 0	285	635,871	
250 万 以 上 300 万 円 未 満 の も の		9 0 8 0	201	552,858	
300 万 以 上 1,000 万 円 未 満 の も の		9 0 9 0	1,308	7,511,547	
1,000 万 以 上 2,000 万 円 未 満 の も の		9 1 0 0	546	7,594,410	
2,000 万 以 上 3,000 万 円 未 満 の も の		9 1 1 0	214	5,215,305	
3,000 万 以 上 1 億 円 未 満 の も の		9 1 2 0	434	24,016,262	
1 億 円 以 上 の も の		9 1 3 0	255	230,324,972	
計		9 1 4 0	7,897	278,213,074	
計 の 内 訳	法 第 389 条 関 係	大 臣 配 分 分	9 1 5 0	15	104,569,026
		知 事 配 分 分	9 1 6 0	3	5,474,103
	法 第 743 条 関 係	9 1 7 0			